

誓 約 書

私
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも
私 共
該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

氏名又は名称

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

免税軽油使用者証及び免税証の交付について

免税軽油使用者証の交付について

免税軽油使用者証の交付を受ける場合、地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面の提出が必要になりますので、下記1から4までのいずれにも該当しないことを確認のうえ、誓約書の提出をお願いいたします。

下記1から5までに該当する場合は、免税軽油使用者証が交付されませんのでご注意ください。

- 1 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより地方税法第144条の21第4項の規定【軽油引取税に係る免税の手続き】により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。（地方税法施行令第43条の15第15項第1号）
- 2 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。（同第43条の15第15項第2号）
- 3 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。（同第43条の15第15項第3号）
- 4 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち前3号【上記1から3まで】のいずれかに該当する者があるとき。（同第43条の15第15項第4号）
- 5 前各号【上記1から4まで】に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

免税証の交付について

免税証の交付申請があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他下記6から8までに該当する場合は、免税証が交付されませんのでご注意ください。

- 6 免税軽油使用者が上記1から4までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 7 免税軽油使用者が地方税法第144条の27第1項の規定【免税軽油の引取り等に係る報告義務】に違反して報告書を提出しないとき。
- 8 上記6及び7に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

免税軽油使用者証及び免税証の返納命令について

免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ぜられますのでご注意ください。